

リライズ2次代理店契約書

小松物産株式会社（以下、「甲」という）と株式会社エコ東日本（以下、「乙」という）と株式会社りらいず（以下「丙」という。）は、乙が甲の代理店としてリライズ製品（以下、本商品という）を企業または一般ユーザーに継続的に販売することに関し、また、丙が本商品に関連し保有する知的財産権の取り扱いについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その所在地における甲の代理店として、甲の製品（以下、「本件商品」という）の販売を行い、甲の販売方針を尊重して商品の販路拡大・販売促進に努めるものとする。

2 甲は乙に対し、本契約条件を遵守することを条件に、丙が保有する別紙記載の商標等、商号あるいはサービスマーク等（以下「商標等」という）を使用して、本商品を販売し、本商品に関し販促、営業活動を行う権利を許諾する。

3 商標等の使用にあたって乙は、次の内容を遵守しなければならない。

- （1） 甲の指示に従い、かつ丙が別途作成・交付する商標等使用規定に従うこと
- （2） 商標等は本契約に基づき実施される店舗における事業にのみ使用し、それ以外の事業のために使用しないこと

4 乙は、事前に丙の書面による承諾なく、商標等と同一もしくは類似する商号、商標等またはサービスマーク等をいかなる国または地域においても自己のものとして登記または登録してはならない。

（代理販売契約）

第2条 乙は甲より本件商品を買取り、これを他に販売することができる。

（販売）

第3条 乙は、企業または一般ユーザーに本商品を販売する権利を有し、その他、自ら以下の行為を行う権利を有するものとする。

- ① 集客 本件商品を販売するために集客すること。
- ② デモ 本件商品着用に關する実演など、デモンストレーションを行うこと。
- ③ 方法 対面販売を基本とし、テスト、体験し納得の上での購入を促す。

本製品の EC での販売は禁止とする。

今後、販売方法に変更があった場合は、甲が提示するガイドラインに従うこと。

(特許権・商標権)

第4条 丙は、丙が所有する別紙記載の特許権・登録商標権（以下「本知財権」という）につき、乙に対して次の範囲の通常実施権・使用権を許諾し、乙は当該範囲で本知財権を使用する義務を負う。

① 許諾商品 本件商品

② 許諾地域 日本国内

③ 許諾範囲 本商品の販売及び販売促進のために使用すること

2 乙は、本件商品に関して本知財権以外のいかなる特許・商標も使用してはならない。

3 乙は、本知財権と類似する特許・商標につき特許申請、商標登録の申請をしてはならない。

4 乙は、第三者が本商標を侵害していること又はそのおそれがあることを発見した場合、直ちに甲にその内容を報告するものとする。この場合、甲は、当該侵害又はそのお

それの排除、予防又は差止めのために必要な行為を実施することができるとし、乙は、甲からの要請に基づきこれに協力するものとする。

5 乙による本知財権の使用に関して第三者から権利侵害の主張、損害賠償の請求その他の主張又は請求がなされた場合、又は、本知財権につき第三者から無効事由若しくは取消事由があると主張された場合（無効審判若しくは取消審判を請求された場合も含む）、丙がこれに対応するものとし、甲および乙に一切の損失、費用等の負担を及ぼさないものとする。

6 乙は、本契約が終了した場合には、本知財権の使用を直ちに取り止めるものとする。

(販売促進等)

第5条 乙は、本件商品の販売に最大限の努力を払わなければならない。

2 乙は、自己の費用で、本件商品の宣伝、広告、その他販売促進を行うものとする。

3 前項について、乙が資料を作成し、当該資料の妥当性について、甲へ確認を求めた場合、甲は誠実に対応するものとする。

4 甲は、自社で保有する販促品やデータなどを、乙に無償または有償で提供する。

5 甲は、乙が本件商品を売れる様に最大限サポートする。

(売買価格)

第6条 本件商品の乙に対する売買価格は、別紙卸価格表に記載の通りとする。なお、この価格は、必要に応じ当事者協議の上、変更することができる。

(商品の発注)

第7条 乙は、甲が定める代理店専用の発注方法に基づいて、本件商品を発注する。

2 前項の乙の発注数の限度、下限数は定めない。

(販売価格等)

第8条 乙は、本件商品を甲の指定するメーカー希望価格を尊重しつつ、適正価格にて販売する。

2 乙は、特殊販売店（スーパーマーケット、ディスカウント等）と取引しようとする場合は、事前に甲に報告して、その指示に従う。

(商品の引き渡し)

第9条 甲は、乙の指定する場所に本件商品を納入することにより、本商品を乙に対して引渡すものとする。

(品質保証、検査及び契約不適合責任)

第10条 甲は、乙に対し、本件商品が甲の提示する本件商品の仕様（以下「本仕様」という）を満たすことのみを保証するものとし、その他一切の保証は行わない。甲は、かかる保証を、甲の本件商品の出荷日から6か月間～1年間（別に定める本件商品保証期間）に限り行うものとする。かかる保証の違反があった場合、乙は、第14条及び第15条の規定に従った場合に限り、甲の選択に従い、当該保証違反にかかる本商品に関する個別契約の解除又は損害賠償の請求のみを行うことができ、他のいかなる請求も行うことはできない。

(検査)

第11条 乙は、本商品を受領したときは、遅滞なく、その品質及び数量につき検査しなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本商品に契約不適合（本仕様を満たさないことをいう。以下同じ。）又は数量不足を発見したときは、当該発見日を含めて5営業日以内に甲に対してその旨の通知をしなければ、その契約不適合又は数量不足を理由とする甲に対するいかなる請求もすることができない。

(商品の返品等)

第13条 甲が乙に売り渡した商品については、それが製造上の欠陥があり不良品である場合又は輸送中破損した場合を除き、返品はできない。

(譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の同意を得ない限り、本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報を、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- ① 知り得た時点ですでに公知であった情報
 - ② 知り得た時点ですでに自己が保有していた情報
 - ③ 知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
 - ④ 知り得た後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- 2 なお、本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

(有効期限)

第16条 本契約は、契約締結日より1年間効力を有する。ただし、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからの申し出のないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(契約解除)

第17条 乙につき次の各項の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約又は個別契約の条項に違反したとき
- (2) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 第三者から強制執行を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、又は会社更生等の申立てを受けたとき
- (5) 信用状態の悪化、その他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

(契約終了時の措置)

第18条 本契約が終了した時は、乙は直ちに甲の代理店である旨の表示を中止し、以後、甲の代理店である旨を表示してはならない。不当表示に基づく利益は、全て甲に返還するものとする。

(合意管轄)

第19条 甲及び乙は、本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年 7月 1日

甲 住 所 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目4番28号
社 名 小松物産ビル
代 表 者 小松物産株式会社
代表取締役社長 小松 敬之

乙 住 所 福島県郡山市安積1-43
社 名 株式会社エコ東日本
代 表 者 代表取締役 米倉 正裕



丙 住 所 宮城県仙台市泉区長命ヶ丘3-27-3
社 名 オメガコーポビル
代 表 者 株式会社りらいぶ
代表取締役 佐々木 貴史

